

令和7年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

令和7年3月14日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算

議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第27号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について

議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第13号 職員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る関係条例の整備に関する
条例の制定について

議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

議案第16号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書
(産業厚生常任委員長)

議案第10号 勝浦市子ども未来応援基金条例の制定について

議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算

議案第22号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第23号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第24号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第29号 財産の無償貸付について

陳情第5号 ドローン事業の総括とゴミ袋代の値下げを求める陳情

第2 陳情上程・委員長報告

(議会運営委員長)

陳情第1号 議会基本条例の逐条解説の作成と公開を求める陳情

陳情第2号 議会運営の基本事項を定めた議会基本条例が形骸化していて困るので、
条例に準拠した議会運営を実現する事を求める陳情

陳情第3号 全ての議員が積極的に議論する議会の実現に向けた取り組みを求める陳情

第3 閉会中の継続審査について

第4 議案上程・説明・質疑・採決

議案第30号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第32号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第33号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第34号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第35号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第36号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第37号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第38号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第39号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第40号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第5 発議案上程・説明・採決

発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

開 議

令和7年3月14日（金） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算、議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。寺尾重雄予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 寺尾重雄君登壇〕

○予算審査特別委員長（寺尾重雄君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を報告申し上げます。

当委員会は、付託されました議案4件を審査するため、去る3月10日から3月12日までの3日間、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

審査の結果、議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算について賛成多数、議案第26号

令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上3件については全員賛成で、お手元の配付の委員会審査報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出された主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、財政調整基金繰入れに伴う同基金の管理についてただしたところ、一般的に望ましいとされる標準財政規模の10%の水準を令和7年度においても維持する見込みであり、不測の事態に備え、引き続き基金の確保に努めるとの答弁がありました。

また、歳出予算においては、地域モビリティ推進事業に関わるデマンドタクシーシステムの導入効果についてただしたところ、AIを活用し、効率的な精度の高い運行ルートを選定により、所要時間や待ち時間の短縮をはじめ、スマートフォンの予約を可能とするなど、利便性の向上が期待できるとの答弁がありました。

次に、クリーンセンターの施設改修工事費について、財源として借り入れる市債の償還についてただしたところ、クリーンセンター施設改修工事費には令和8年度までの2か年で多額の工事費が見込まれる中、市債については、元利償還金に対し交付税措置のある過疎対策事業債の借入を予定し、令和8年度から13年度までの6年間の償還計画の策定に加え、その他の財源としての公共施設等の整備基金の活用も予定するなど、財政状況を見据えた財源確保に努めるとの答弁がありました。

漁業担い手支援事業について、研修生に対するフォローの内容をただしたところ、市では、住居借入れに対する費用の補助に加え、就労をはじめ地域生活に関する相談など、研修者に寄り添った就業支援に取り組んでいるとの答弁がありました。

孤立集落対策事業についてただしたところ、各地域に対し、発電機等の備品配備や備品等の支給を主として事業を推進しているとしながら、地域の実情や要望に応じ、柔軟な対応に努めるとの答弁がありました。

中高生海外研修助成事業の概要については、ただしたところ、従来の中学生海外派遣事業から対象を高校生までに拡大し、民間事業者等の企画、催行をする研修の参加を対象とし、補助の決定については、応募順に補助基準に基づいて審査を経て決定するとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計については、特定健康診査等の事業費についてただしたところ、受給率については、向上業務委託等の成果により、対前年比6.7ポイントの上昇が見込まれ、今後は一層の向上を図るため、未受給者における情報分析を図り、受給受診勧誘に努めるとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、介護保険介護受給費における施設介護サービスの受給費の増額については、ただしたところ、新たな介護老人福祉施設の開設に伴う予算を増額措置したとの答弁がありました。

次に、総括審査において、各種子育て支援事業に対しこども未来応援基金を活用する考え方をただしたところ、市では、今後10年を重点期間と捉え、集中的に投資をしていくと考えており、基金活用は、財源を安定的に確保し、継続的に支援を担保することで、支援を必要とする方々の安心と信頼を得ながら、着実な成果を掲げるよう施策を展開するものであるとの答弁がありました。

次に、ふるさと応援基金の使い方の基本的な考えについてただしたところ、市総合計画の着実な推進に必要な財源の確保が厳しい中、令和7年度予算編成に当たっては、財源不足を補完するため、財政調整基金の繰入れの併せて基金を活用したが、条例に定める目的に沿った充当を明示しているとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。鈴木克己議員。質疑だよ。

○6番（鈴木克己君） 失礼。なしです。間違えました。

○議長（佐藤啓史君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） それでは、令和7年度一般会計予算、議案第25号に対し、反対の立場で討論をいたします。

令和7年度一般会計の歳出歳入当初予算の総額は139億1,100万円で、前年度予算に対し9.1%増、勝浦市の一般会計では、令和5年度当初予算の132億円を超えた過去最高の当初予算額となっています。

令和7年度は、照川市長就任から3年が経過する中において、令和5年度から16年度までの勝浦市総合計画の3年目に入り、総合計画の第1に掲げた「未来に希望をつなげるまち（結婚・出産・子育て・教育）」を推進するためとして、確定した予算の措置を目的として、この3月議会に勝浦市こども未来応援基金条例を制定するための議案が提案され、同時に、基金の創設と基金への充当を行うための令和6年度補正予算に、こども未来応援基金積立金4億5,000万円が計上されました。

この4億5,000万円の原資は、全額がふるさと応援寄附金を充てるとのことでありました。

また、積み立てられた基金は、向こう10年間に実施していく総合計画の第1に掲げた基本事業を推進するためとの説明を受けておりますが、何ゆえ今このような基金を創設して行うこととの結論に至ったか、理解できないところであります。

そもそも、子ども・子育てに係る事業において、勝浦市は他の自治体より優れた事業が以前から展開されてきております。

その予算については、市の事業を実施するための一般財源を柱に、国庫支出金、県支出金や市債などを含むその他の財源によって賄われてきたところであります。

昨今の人口減少、とりわけ15歳から64歳の生産年齢人口の減少も著しいことになっております。その中でも、出産、子育ての中心となる二十歳から35歳くらいまでの出産適齢期と言われる女性人口をいかに増加させるかを真剣に考えていかなければ、どのような子育て政策を充実させようが、少子化対策にはならないと思います。

このことから、6年度から導入する、こども未来応援基金事業として一つの枠にはめ込んだ

この政策には全く同意できません。

新年度の当初予算は、その年度全体の骨格をなすと同時に、市行政のあらゆる分野において、市民福祉の充実と向上のための予算でなければなりません。

少子高齢化の中において、勝浦市は周辺自治体と比較しても、人口減が著しい状況であります。この著しい減少によって、過疎地域にも指定されています。人口減少は、すなわち社会活力の低下に直結している、それが今の勝浦市の現状です。

その中で、市の基幹産業である農業漁業、観光業のさらなる活性化に一段と強い後押しをするための予算形成が、今やるべき第一の政策です。

市の強い思いである子ども・子育ては、勝浦市の経済的発展の上に成り立つものであり、今の市の状況からは、この子育て事業を強く推進したところで、市長の目指すところの出産数の増加、子ども数の増加には結びつかないのではないのでしょうか。

財政全体の面から見ると、歳入では、市税が昨年度比較では増額しているとのことですが、これまで好調に右肩上がりで推移してきたふるさと応援寄附金は減額する見込みとのこと。令和6年度末のふるさと応援基金への積立金額は31億5,000万円となっており、この基金から充当事業によりインフラ整備などが行われている実態もありますので、今後も減額となる見込みはあるものの、ふるさと応援寄附金に対する取組も強化されることを期待します。

歳出面からは、大規模地震に備える対策強化や老朽化が著しいクリーンセンター設備の改修に多額の費用を要することになりますが、昨年度決定した可燃ごみの市原市への委託まで最低でも8年間は現状の施設で行うことから、やむを得ない修繕事業であると思います。

さらには、令和元年度に発生した漁港施設の災害復旧工事は、これ以上待てない状況であります。

民生費においては、昨年比6.8%の増加となっていますが、子ども・子育てに傾いているような傾向で、高齢者や障害者などに対する対策は旧態依然としたものであると感じます。

中でも、高齢者福祉タクシー利用助成事業によるタクシー券は、デマンドタクシー利用料を1回500円に値上げしたにもかかわらず、従来のまま1枚400円とのこととあります。このように、ちょっとした気配りにも欠けているものと感じます。

商工費においては、昨年比11.1%の増加となっています。新規事業として温泉観光活性化事業が計画され、プレミアム商品券事業も復活し、観光客へのクーポン券配布など市内消費喚起事業も盛り込まれていますが、市内消費の対象となる店舗数の減少などに対する対応が見られません。

それぞれの歳出予算の区分で予算配分について、全体的に再考すべき点が多くあると感じます。

これらのことを総合的に考えたとき、この予算はもう一度新たに組み直す必要があります。

よって、令和7年度一般会計歳入歳出予算については、反対せざるを得ません。

以上のことを述べて、反対討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫であります。私は、議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

本予算案の243ページ、歳入を見ますと、県支出金は2億2,196万6,000円の減額、繰入金も6,691万7,000円の減額と計上されている一方で、市民が支払う、市民が納める国民健康保険税だけが4,698万3,000円という大幅な増額予算となっています。

これは、来年度からの大幅な国保税の引上げが要因と推測できます。質疑でも以下のとおり明らかになりました。例えば40歳代の夫婦と小・中学生2人の4人世帯で、年間の総収入は、例えば500万円である世帯の国保税年額は、現行の51万8,800円から来年度は58万7,300円に引き上げられます。つまり、今年の3月31日を挟んで、来年度からは、この世帯では約6万8,000円の大幅増税というふうになるわけであります。

皆さん御承知のように、今日、家庭の収入が増えない中で物価高騰が長引き、市民の家計のやりくりは本当に大変な状況下に置かれています。そういう状況下での本予算案は、市民に増税ということで、市民に受け入れられないのではないのでしょうか。私は、市民に納得してもらえそうな説明に自信がありません。よって、私は反対をいたします。

ましてや、生まれたばかりの赤ちゃんからも税金を取り立てる均等割税など、本当に理解に苦しみます。

以上申し述べて、私の反対討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 勝寿会の長田悟です。私は、議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算案について、賛成の立場で討論を行います。

令和7年度一般会計予算は139億1,100万円で、昨年より11億5,900万円、9.1%の増で過去最高額の予算となっています。

当初予算の編成方針は、予算の概要に記載されているように、子どもの健やかな成長と子育てを支え、安全・安心で豊かな環境を守り支えるなどの重要項目を示すとともに、将来に過大な負担を残すことのないよう、様々な視点での財源の確保、効果検証に基づく事務事業の取捨選択をはじめ、経費抑制を徹底し、持続可能な行財政の運営推進と基盤強化を併せて目指して編成された予算であると考えます。

このような方針から、12月議会で4月からこども未来応援課を設置することが決定し、関係課と対等の立場で子ども・子育てを考えることにより、結婚、出産、育児など、子育てに関わるあらゆる場面でなく、教育、経済問題、働く場の創出等、本市の課題を子育ての面から切り込んでいくという市長の考えの表れであると思います。

また、子ども・子育て基金条例の制定については、総合計画最終年までの10年間を見通し、経済的軽減策を実施方針としており、将来、過大な負担を残すことなく、安心して子育てができる施策を展開する資源を基金として活用することは、本市の大きな課題であります人口減少に対するための施策に必要であると考えます。

また、デジタル技術の活用により、行政サービスの向上及び行政運営の効果を図る事業の推進に向けた勝浦市デジタル化推進基金条例の制定も、勝浦市総合計画に掲げた自治体DXの推進の施策の一つと考えられます。

しかしながら、一般会計の当初予算の歳入の構成比では、寄附金、繰入金で31.4%であり、市税の16.4%を大きく超えており、ふるさと応援寄附金や各種基金の繰入れに頼っている状況

であります。

基金の7年度末残高の見込みは約50億円ですが、将来、本市の課題としては、可燃ごみ処理の広域処理に伴う運搬経費や資源ごみなどの処理経費、し尿処理経費、公共施設維持経費等、これら課題を解決する財源としては不足すると思います。

これら財源の確保策としましては、人口増加のための企業誘致、働く場の創出、また子どもの願いがかなう環境づくりなどが有効と考えますが、まずは令和7年度当初予算で、市税等の増収増加を図る施策として、出産数の増加を図る子育て施策の実施や移住・定住促進のための移住・定住促進PR事業を実施する予算であります。

また、歳出においては、暮らしやすさの向上策として、交通維持、確保、また利用促進のための地域モビリティ促進事業、さらに教育の充実、農水産業の振興、観光魅力の向上、物価高騰対策などにおいても配慮された予算が計上されており、市が目指す将来都市像「豊かな自然に抱かれて心豊かに過ごすまち かつうら」の実現に向けての予算となっていると考えます。

個々の事業では、本会議の質疑、また3日間の予算審査特別委員会において、内容の精査を行った結果、各事業も勝浦市総合計画の取組を着実に推進する内容であると考えられます。

また、この予算につきましては、照川市長が10年を見越してつくった予算だというふうに私は考えています。この予算が速やかに執行され、年度当初から行政サービスが展開されることは、市民に大きな利益であり、この予算執行を妨げる要素はないと判断します。

これを述べまして、議案第25号についての賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

〔2番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○2番（渡辺ヒロ子君） 私は、議案第26号 勝浦市国民健康保険特別会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

議案第26号 勝浦市国民健康保険特別会計予算についてですが、平成30年度より国民健康保険事業の運営は都道府県と市町村が共同で実施しており、医療給付に要する経費は県から保険給付費として交付される一方、その財源は各市町村が徴収した保険税を事業費納付金として県に納付することにより運営されています。特別会計は収支均衡を確保する独立採算制が原則であり、歳出に見合った保険税により徴収すべきものであります。

議案第19号、保険税条例の一部改正での税率等の改正により、国保財政調整基金の取崩しを前年度より4,024万4,000円減額するなどして、歳入面では、本市国保運営の健全化を図った予算であると考えています。

また、歳出においては、市長から予算説明があったように、千葉県と連携し、医療費の適正化、保健事業の強化などを図り、保険給付費、特定健康診査等事業費、保健衛生普及費及び疾病予防費など、実情を考慮した予算配分であると考えます。

また、この予算が速やかに執行され、年度当初から安心して医療給付、予防給付等が受けられる状態にすることは、地方公共団体の役割を規定した地方自治法第1条の2で規定される住民の福祉の増進を図ることと考えます。

よって、議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算に賛成の意を表し、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 1人。いいね。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第27号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第28号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたしま

す。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について、議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号 職員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第16号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木克己君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月6日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について、議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号 職員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第16号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、以上8件につきまして、議案第9号、議案第15号及び議案第21号は賛成多数で、その他5件は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情につきましては、審査を行った結果、賛成多数で採択と決定しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。戸部委員。

○1番（戸部 薫君） 御報告ありがとうございました。私は陳情4号についての内容は問いません。採択の経過について教えていただきたい。

○議長（佐藤啓史君） 戸部委員、発言中ですけれども、陳情に対する委員長質疑は、前回12月議会もそうですが、行っておりませんので、発言できませんので。

○1番（戸部 薫君） 駄目ですか。

○議長（佐藤啓史君） はい。陳情に対する委員長報告に対しての質疑は。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫であります。私は、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の法律の改正は、御承知のように、拘禁刑は身体拘束に加えて刑務作業を義務づける懲役刑への一本化であります。かつ、新たな改善更生や再犯防止の指導も義務づけようとするものであります。

また、国連の被拘禁者処遇最低基準規則では、拘禁刑とは自由の束縛であり、原則としてそれ以上に苦痛を増大させることは、なるべく避けるべきであるとされています。

つまり、ここで私が思い起こすのは、戦前の日本では治安維持法や特別高等警察、いわゆる特高などによって、様々な運動が弾圧をされ、拷問や虐待だけではなく、再犯防止、再教育の名の下に、転向を促し、思想改造まで行われていたということであります。こうした行為は絶対にあってはならないと考えます。ましてや現憲法下の下では、特別に注視をしなければなりません。

しかし、拘禁刑への一本化によって、そうした懸念が残ることが国会でも指摘され、議論になりました。したがって、そうした懸念や市民の不安が残る本案に対して、私は反対であります。

また、条例の本質上、議論すべきことと市で法に基づいて条例を改正することとは別問題であるという趣旨の御意見もいただきましたが、先ほど述べましたような懸念や不安が残ることは、国であっても、市であっても、同じではないでしょうか。

以上申し述べまして、私の反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 私は、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本条例の一部改正は、刑法等の一部を改正する法律の制定により、刑の種類が改正され、刑

罰のうち、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑が創設されたことにより、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

刑法では、第9条で刑の種類が規定されており、今回の一部改正で、現行の規定の「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする」との規定を「死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする」という形で、ここが改正されました。

さらに、法第12条の規定中、懲役を拘禁刑に改め、禁錮を規定した第13条を削除したことから、刑法における懲役及び禁錮の規定がなくなり、禁錮刑が新たに規定されました。

本市において一部改正すべき条例は、一般職の職員の給与等に関する条例をはじめ6条例であり、いずれも刑法に規定されている懲役及び禁錮を規定した条文が引用されているため、刑法等の一部改正に準じ、これら条文を整備する必要があります。

また、もしこの関係条例の整理に関する条例を制定しないのであれば、刑法を根拠とする条文の効力がなくなり、条例内容に矛盾が生ずることとなります。

また、議会の議決事件としては、地方自治法第96条第1項で条例の制定、改廃や今議会に上程された財産の無償譲渡などが規定されており、法令制定の判断までには及ばないこと、さらに同法第14条第1項の規定による条例の制定は法令に反しない限りにおいて制定することができるとの規定から、今回の刑法等の一部改正に準じ条例を制定することは当然であると考えます。

よって、本条例の一部改正条例制定に賛成の意を表し、議案第15号についての私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結。

狩野議員。

〔7番 狩野光一君登壇〕

○7番（狩野光一君） 私は、議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について、本案について反対の立場で討論をさせていただきます。

ちなみに、この後、産業厚生常任委員会に付託された案件、議案第10号につきましても同様の意をもって反対でございますが、それについては後ほど述べたいと思います。内容については、9号、10号を加味した内容となっておりますことを御承知おきください。

本条例制定の目的は、関連事業を将来に向けて安定的に推進するためのものであり、この点については意義のある措置であると理解するところどころです。しかし、前段、一般会計予算の反対討論にあったように、基金の取崩しが予定されている各事業は、年度ごとの計上予算で執行することも可能であるということを踏まえると、必ずしもそうとは言えない部分があります。むしろ、当該基金の設立がもたらすものは、行政運営を行う執行側の安心もしくは施策の特徴や先進性を内外に示す行政のアピールにとどまり、そこに市民は存在していません。

一方、本定例会に起案された令和7年度予算の審議では、厳しい財政状況のため、要求段階では予算予定額との乖離が当初約17億円あったものを、調整努力により約7億円まで大幅に削減した上で、なお不足の分については財政調整基金から繰入れをしたと説明がありました。これは、すなわち起案された市民に対する行政サービスの機会を縮小し、かつ、財政調整基金を

約43%縮小する、その要因となっております。

提案の基金の予定規模は合計で7億5,000万円、ここから早速7年度に当該関連事業目的で約9,000万円が拠出され、残りの6億6,000万円が留保されることとなります。一方、財政調整基金から、やむを得ず繰り入れられるのは3億2,000万円であり、提案の基金によって留保される6億6,000万円をもってすれば、財政調整基金からの繰入れを代替して余りあるものになります。

よって、提案の基金設立は、財政調整基金の縮小を余儀なくすると同時に、それを上回る留保資金を保有するという矛盾を生み出すと同時に、財政全体の流動性を阻害すること並びに市民に対する行政サービスの質・量的な縮小を余儀なくするものであることから、議案第9号に対しての反対の意を表します。

同僚議員の皆さん、答えは簡単な足し算、引き算で求められます。その判断を行政運営を行う執行側の安心に向けるのか、市民に対する行政サービスの向上に向けるのかが問われる場面だと思います。賢明な御判断をお願い申し上げ、議案第9号に対する反対討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 私は、議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

議案第9号、勝浦市デジタル化推進基金条例の条例制定の趣旨は、デジタル技術の活用により行政サービスの向上及び行政運営の効率化を図る事業を推進するためとされており、基金の活用方針としては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、令和7年度から基幹業務システム移行が進められているとのことであり、本市においても、法律に伴うシステム移行は必須の業務であると考えます。

また、基金充当事業は、勝浦市DX推進計画に定める基本方針を着実に推進するために掲げる重点施策事業であり、これら事業を推進することは、勝浦市総合計画の将来都市像である「豊かな自然に抱かれて心豊かに過ごせるまち かつうら」の実現に向けて、基本方針の7「みんなで創るみんなのまち」、7-3「社会環境の変化に即した行政運営」、施策の展開1に掲げる自治体DXを推進するになります。

この基金の財源としては、ふるさと応援基金の一部が繰り入れられておりますが、令和7年度の予算編成内容、法律に伴う必須の事業内容、さらに総合計画の計画施策の事業の推進であることから、基金に積み立てられて確実に実施されることは有効であると考えます。

よって、本条例の制定に賛成の意を表し、議案第9号について、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。

先ほど答弁されましたね。討論の終わっていますので。討論、先ほど終わっていますので。戸部さん登壇されて討論されていますので。一括ですから。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第13号 職員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第16号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決いたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き会議を開きます。

次に、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定について、議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第22号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第23号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第24号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第29号 財産の無償貸付について、陳情第5号 ドローン事業の総括とゴミ袋代の値下げを求める陳情、以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月7日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定について、議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第22号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第23号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第24号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第29号 財産の無償貸与について、以上10件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情第5号 ドローン事業の総括とゴミ袋代の値下げを求める陳情につきましては、審査を行った結果、全会一致で不採択と決定しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告がありましたので、順次発言を許します。
初めに、鈴木克巳議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） それでは、私は令和7年度議案第10号 こども未来応援基金条例の制定について及び議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算案、この2件について、反対の立場で討論いたします。

最初に、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定について、本条例案は、照川市長就任時に策定された勝浦市総合計画の第1に掲げた「未来に希望をつなげるまち（結婚・出産・子育て・教育）」を推進するためとして、この総合計画の終期となる令和16年度までの向こう10年間で、その施策を実行するために確定した予算を措置することを目的として基金を積み立てるための条例制定であり、この後の議案第21号の令和6年度補正予算で基金を積み立てるための議案がセットで提案されております。同時に、基金創設と基金への充当を行うため、こども未来応援基金積立金4億5,000万円の原資として、全額がふるさと寄附金から充当しようとするものであります。

そもそも子ども・子育てに係る事業において、勝浦市は他の自治体より優れた事業が以前から展開されてきております。今提案されているこども未来応援基金充当6事業を見ても、真新しい事業はなく、これまでは通常の市の行うべき事業として一般財源事業として行われてきたことからしても、特別に基金を積み立てて行うことは、市財政へのますますの硬直化につながることを懸念されます。

出生数の著しく低い現象は、今さら驚くべきことではありません。以前の総合計画、そして令和5年度からの総合計画策定に関連した勝浦市の将来人口動態に示された現在の数値は、2020年に最新版が公表されており、今年度2025年の今年はその基礎となる国勢調査も実施されますが、勝浦市が今行うべき政策は、いかに生産年齢人口の流出を抑えるかが第一であります。

勝浦市こども未来応援基金事業により、向こう10年間の事業を固定化して行うより、その時代に対応した柔軟な子育て事業を行うことこそが必要ではないでしょうか。

とりわけ出産適齢期と言われている20歳から39歳の女性人口と生産年齢人口の流出を抑制するための施策が最も重要となることと思います。

基金充当事業において、他の自治体より充実した事業が多いとのことではありますが、自己満足的な感覚に陥っているように思います。

勝浦市の実態は、他の自治体と比較しても、生活利便性は非常に低くなっています。そのことから立て直さなければ、幾らよい子育て事業を用意したところで何ら意味がないものであると言わざるを得ません。

よって、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定については承認することはできません。

次に、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算案について反対の立場で討論いたします。

令和7年3月議会に提出された議案第21号 令和6年度一般会計補正予算の歳出、民生費、児童福祉総務費に計上されているこども未来応援基金として4億5,000万円を積み立てる提案に

ついて、これを承認することはできません。

通常、年度最後の補正予算は、年度の締めとしての予算であり、特に緊急を要するもの以外は年度内事業の整理による増減額調整が主なものとなり、新規事業を計上することはまれであります。

今回提案されている中においては、さきの議案第10号の反対討論でも申し上げたとおりの内容であり、硬直化している勝浦市財政をより硬直化させるだけのものであります。

この基金に充当しようとして4億5,000万円の原資は、全てがふるさと応援寄附金によるものであることから、これを承知することもできません。

仮にこの基金を創設し、この基金事業を行うためとしての寄附を集めるとした場合は、基金条例の制定は難しいものがあるものと承知します。

よって、議案第10号に関連している本補正予算について、反対を表明せざるを得ません。

改めて、こども未来応援基金に関連した部分を削除した予算を再計上することを求め、議案第21号 令和6年度一般会計補正予算については反対を表明し、討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬清議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） 議長の許可がありましたので、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

勝浦市の総合計画の資料によりますと、2022年で勝浦市の高齢人口割合は45.6%で、年少人口割合は約6.6%と記載されております。今後はさらに高齢人口の割合が増え、ここ数年続く子どもの出生数の減少により、年少人口割合は逆に減少していくものと思われます。

このように約7倍もの人口割合格差が生じている現状で、市の人口の高齢化が進む中、今後は今まで以上に高齢人口に対する福祉事業が最重要課題の一つであると考えます。

また、人口減少対策としての出産・子育て支援も本市の最重要課題であるとも考えます。

勝浦市におきましては、令和4年度から、前土屋市長の御尽力により、勝浦市の小・中学校の給食費が無償化になっています。

文科省のホームページを見ますと、令和5年で9月時点で、全国1,794ある自治体では約30%しか小・中学校の給食費の完全無償化が実施されていません。また、今国会では、全国の小・中学校で給食費の無償化についても議論もされております。

照川市長におかれましては、前市長が実施した給食費の無償化を引き継がれ、前12月議会の私の討論でも申し上げましたとおり、市長就任時から今日に至るまでに、数々の子ども・子育て支援の条例の制定や対策事業を実施されてこられました。執行部の方々や同僚議員からも、よその自治体と比べても充実していると称賛の声を耳にしております。

しかし、この議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定や、それに関わる3月補正予算案や新年度予算案はもとより賛成できません。

なぜなら、今後さらに増加が予想される高齢人口に対する福祉対策経費や、老朽化したし尿処理施設、広域クリーンセンター稼働までの現施設の延命処置経費やそれに伴う経費、また一昨年まで数年間続いた新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面した場合などの対策費等を考えた場合に、子育て支援のみに特化した基金の創設は予算建て上すべきではないと考えます。子育て支援に必要性が発生した場合は、今までどおりの予算建てか、あるいは財政調整基金か

らの繰入れで対処すべきと考えます。直近5年間の年々減少している出生数から見ても、また5年10年先を考えた場合でも、今までどおりの支出の仕方がよろしいのではないのでしょうか。

数日前に、今国会で石破首相が高額療養費改定の見直しを明言し、昨日、再び異例の衆議院での予算委員会で改正案の見送りと予算案の再修正を提出され釈明をされておりましたが、勝浦市におきましても、照川市長の御英断に期待いたします。

以上申し上げまして、私の反対討論といたします。

次に、議案第29号 財産の無償貸付について、反対の立場で討論をいたします。

私は、一昨年、総務文教常任委員会の視察の折に休息で立ち寄った静岡県焼津港で見た光景が忘れることができません。漁港と相対する土産物店に並ぶ魚介類や農産物の出店物のその品数と店舗数の多さでした。さらに、飲食店なども多数出店しておりました。焼津港といえば全国でも有数の漁港であります。また、漁港には漁船はもちろん、遊覧船も出入りしており、数多くの観光客がおりまして、とても平日とは思えないほど活気に満ちあふれていました。まさに私がふだん理想として描いております勝浦の港の情景であります。

私が今まで議会におきまして何度か発言したことがあります海業が、焼津港にはありました。海業を中心とした農業と観光業が一体となった地産地消に加え、観光客を取り込んだ地域経済の活性化であります。海辺の散策と新鮮な魚介類や農産物、さらに、それらの加工食品の土産物、また、それらを食材とした飲食店の融合体です。勝浦市でもこのような情景を、漁港周辺と商店街の間に誘致できないかと想像しておりました。

さて、勝浦市の浜勝浦には県の施設で千葉県水産総合研究センターがあり、そこではアワビやタイ、アユなどの淡水魚などが飼育されており、一定に成長した時点で県内の漁場や河川に放流されているとのことでした。

昨年、一昨年と政務活動費を使わせていただき、愛媛県と高知県、鳥取県、島根県の魚の陸上養殖地、県内では鋸南町のエビの陸上養殖を視察してまいりました。

勝浦市でも漁港と商店街の間に、（仮称）漁港の朝市を建設し、勝浦で養殖した魚介類や地元産の野菜を販売して、地域経済の活性化を図ってはと考えます。実際、視察してまいりました愛媛県や鳥取県では、廃校の小・中学校やその体育館、校舎で陸上養殖を行っています。

漁業や農業の担い手不足は、勝浦市におきましては近々の課題であります。天候に左右されずに魚介類を陸上で養殖販売でき、地元で栽培した野菜の多くを地元で販売できれば、若い人たちも関心を持っていただけるのではないのでしょうか。

以上のような、私の勝手な妄想と思われるかもしれませんが、魚介類の養殖において、あるいは指導等の相談ができる県の水産研究所センターが地元があり、ここ数年来、首都圏で幾度もメディアで取り上げて有名になった猛暑日がない夏涼しい勝浦市と勝浦タンタンメンで観光客を呼び寄せ、水揚げされた魚介類や陸上養殖された海産物を食味してもらい、地域を活性化してはと考えます。

昨年、近隣のいすみ市では、漁港の敷地の一角で陸上養殖されたアワビが既に商品化され出荷されています。いすみ市役所の担当職員に伺ったところ、その需要に供給が足りないそうです。

また、静岡県の磐田市では、昨年12月にNTTグループが国内最大級のエビの陸上養殖場を完成させ、年間200万トンの水揚げを目指すという報道がありました。

第一、第二、第三セクターいずれかの方法で、（仮称）漁港の朝市建設と、アワビやエビの陸上養殖を計画してはいかがでしょうか。まずは身の丈に合ったコンパクトシティを目指してはと考えます。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬清議員、討論の第29号 財産の無料貸付についての討論です。

○5番（岩瀬 清君） 間もなくそれで。

○議長（佐藤啓史君） 間もなくではなく、その議案に沿った。

○5番（岩瀬 清君） はい。すみません。

○議長（佐藤啓史君） 反対、賛成に沿った討論をお願いします。

○5番（岩瀬 清君） 分かりました。すみません。じゃ、中略します。

〔「朝になっちゃうぞ」と呼ぶ者あり〕

○5番（岩瀬 清君） 海辺に隣接した清海小学校の有効活用が最適であると考えますし、その事業が成功した暁には相当な地域の活性化や経済効果をもたらすものではと考えます。地域の有効な財産を、目先の少額の利益にとらわれず、もっと将来性を見据え、勝浦市の将来を担う子どもたちのために有効活用することが重要ではないでしょうか。

最後に、長々と持論を申し上げましたが、勝浦市にとって有効な財産施設を10年もの長きにわたって無償で貸し付けることには私は反対です。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫であります。私は、議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加をいたします。

私なりの言葉で表現しますと、照川市政は、子育て・子ども家庭支援政策として、全県・全国に誇るべき様々な施策を展開されています。その点につきましては、私も敬意を持っている者の一人であります。

例えば学校給食の無償を継続実施していること、高校卒業までの子どもたちの医療費無料の事業を、これを実施継続、通学定期券に対する助成事業の実施などなど、本当に市民に歓迎されている様々な施策の展開がそれに当たります。

しかし、その一方で、こうした市民に歓迎される、喜ばれる施策とは相入れない、なおかつ早急に解決すべきであると考えざるを得ない課題があります。その一つが国民健康保険税の均等割と平等割税であります。

本市の現行の平等割税は、特定世帯を除き、医療分、支援分、介護分の合計で年額約3万円を超えます。この納税額は定額でありますから、消費税と同じで、低所得者世帯ほど重たい負担となります。

さらに、現行ですよ、現行の均等割税は、特定世帯を除き、同じく合計で1人当たり3万7,000円を超えます。これも同じように、所得の低い世帯には大変重たい負担になるのではないのでしょうか。

しかもです。度々私は指摘をしておりますが、均等割税は、この世に生を受けたときから家族全員一人一人が、つまりオギャーって生まれたら、そうした赤ちゃんからも税金を納めていただくという、こういうシステムになっております。

例えば現行の両親と子ども2人の4人家族ならば、均等割税だけでも年額約15万円近くになります。これに平等割と所得割税が加算され、税額が国民健康保険税の納税額年額というふうになるわけでありまして、想像しただけで大変大きな金額がそれぞれの家庭の負担になる、こういうことであります。

したがって、私は度々、照川市長が目指すこうした充実した子育て、子ども家庭支援策とは相入れないということを申し上げてきました。

そして、この年収に対する今回の条例案は、所得割の税率をまず引き上げる、そして次に均等割の税額を引き上げて、全体として大きな国保税の引上げを実行しようという、そういう条例案であります。家庭の収入は本当に増えない中で、物価高騰が長引き、市民の家計のやりくりは大変厳しい状況下に置かれております。そうした状況下での、この大きな値上げ案というものが中に据わっているわけでありまして、市民には受け入れられないのではないかと、私はそう思います。こうした増税案を内包しているこの条例案に私は反対せざるを得ません。

と同時に、これも何度も申し上げておりますが、全国知事会や全国市長会とともに、政府に対する要望を強めていただきたい、そういう意見を申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 私は、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定について、それと議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算について、議案第29号 財産の無償貸付について、賛成の立場で討論を行います。

最初に、議案第10号、勝浦市こども未来応援基金条例の制定の趣旨は、妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援し、子どもを安心して産み育てられ、子どもが生き生きと育つ環境を整える子育て施策の充実を図ることを目的とし、不妊治療費助成事業の拡充をはじめ7事業について、基金を原資として確実に実施するため、基金を設置するものであります。基金活用の方針としましては、令和7年度から令和11年度まで5か年を出生数増加重点期間と定め、さらに総合計画の最終年までの10年間を見通して経済的な軽減策を実施方針とすることは、子育ての方にとっては、毎年度編成される流動的な予算計上よりも安定的な基金を原資とすることにより、より安心して子育てができる環境が整い、一層、事業目的の達成につながる事が考えられること、また、その原資を令和6年度補正予算で確保することは、確実な原資確保のほか、将来的な負担を軽減させる効果もあり、本基金設置による実施は重要と考えております。

また、現在、子どもの出生につきましては、勝浦市については約30人です。これはやはり、子育て、子どもを増やすことは勝浦市の最大のものであり、これは総合計画を達成するためには子育ては最重要課題、これを今回、市長のほうはその決断したというような強い気持ちの中でのこども未来応援基金条例の制定と私は考えます。

よって、この本条例の制定に賛成の意を表し、議案第10号についての私の賛成討論とします。

次に、議案第21号 勝浦市一般会計補正予算については、勝浦市こども未来応援条例の制定に係る基金の積立ての財源が盛り込まれた補正予算でございます。

この基金の設置は、勝浦市こども未来応援基金条例においては、照川市政が進める7つの子育て施策の基金充当事業の財源として、安定的な資金計画に基づき繰入れをすることにより、確実に実施することを裏づけるための基金の設置であると考えます。

さらに、本市財政が厳しく限られた予算の中、ただ単に基金の繰入れを計上したものではなく、各事業を精査した結果、補正予算計上であることがうかがえることから、この補正予算を反対する要素はないと思います。

これは、先ほどの基金条例の制定につきましての予算の裏づけ、条例について予算の裏づけがなければ、これが可決しましても予算がないよということで執行はできない、これを令和6年度の予算で賄ったというようなことが、この補正の一つの大きな意義になっています。

よって、議案第21号 勝浦市一般会計補正予算に賛成の意を表し、私の賛成討論とします。

次に、議案第29号 財産の無償貸付について、これは清海小学校を校舎を無償貸付をしますというような財産の無償貸付であり、地方自治法の第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。このものの使用料にしましては、年間180万円が使用料として入ってくるというような形で聞いております。

この清海小学校につきましては、もう長年、パクチーとか、そういうところに貸し出しましても、やはり事業達成はできなかったというような件がございます。

この校舎につきましても、雨漏りがする、そういうような老朽化したもの、これは観光商工課のほうは何回も公募した、何回も公募してもそういう方が出てこなかったというような状況も踏まえ、その最後に、もう一度公募した際には、この会社のほう、株式会社エス・ティー・ワールドが参入したということでございます。

勝浦市の市有地活用というところでは、やはり公募についた手続は間違いではない、この校舎につきましては、相手側がその修繕もする、この修繕の金額としましても、10年間使わせてもらいたいというような申出があったということは聞いております。また、この会社につきましては、ワーケーション事業、教育事業、観光事業、マリンレジャー事業というものが行われるということであれば、私は、清海小学校に企業誘致ができたというような考えの下、ここが発展していただけるということが、私も発展していただきたいというふうに考えています。

よって、この議案第29号につきましては、賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 私は、議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

議案第19号、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の趣旨は、国民健康保険の被保険者数の減少により、将来に向けて持続可能な国民健康保険制度を運営していくため、千葉県が示す本市標準保険料率を参考に税率を改正するとともに、国や県が保険料統一を進める方針を考慮し、後期高齢者支援分及び介護分を3方式から2方式に変更しようとするものであります。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な課題を抱えておりました。これらを解消すべく、国民健康保険制度が改正され、平成30年度からは、都道府県も国民健康

保険の保険者となるよう、国民健康保険制度が大きく変わりました。都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化を確実に実施することは有効であると考えます。

よって、本条例の制定に賛成の意を表し、議案第19号について私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。狩野議員。

〔7番 狩野光一君登壇〕

○7番（狩野光一君） 私は、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定について、本案に対し反対の立場から討論を申し上げます。

先ほど議案第9号の討論をした際に申し上げました理由、おおむねそれと一致しておりますので、大幅に割愛をさせていただきます。

本提案の基金設立は、財政調整基金の縮小を余儀なくするにもかかわらず、それを上回る保留資金を保持する、使う予定のないお金を一定に基金内に保持をするという矛盾した一面を生み出します。それと同時に、財政全体の資金の流動性を阻害することとなり、結果として市民に対する行政サービスの質・量的な縮小を余儀なくするものであり、前段賛成討論の中で述べられていた、執行者の気持ちの強さでカバーできる性質のものではありません。

したがって、市民の安全、生活環境の向上を望み、目指す立場として、本案第10号に対しての反対の意を表します。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。1人。

賛成、反対のボタンを押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第20号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第22号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第23号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第24号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第29号 財産の無償貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成多数であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳 情 上 程 ・ 委 員 長 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、陳情上程・委員長報告であります。

陳情第1号 議会基本条例の逐条解説の作成と公開を求める陳情、陳情第2号 議会運営の基本事項を定めた議会基本条例が形骸化して困るので、条例に準拠した議会運営を実現する事を求める陳情、陳情第3号 全ての議員が積極的に議論する議会の実現に向けた取り組みを求める陳情。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 末吉定夫君登壇〕

○議会運営委員長（末吉定夫君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、議会運営委員会に付託されました陳情の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当議会運営委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月6日、委員会を開催し、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元の配付の委員会審査報告書のとおりに決定いたしました。

陳情第1号 議会基本条例の逐条解説の作成と公開を求める陳情、陳情第2号 議会運営の基本事項を定めた議会基本条例が形骸化して困るので、条例に準拠した議会運営を実現する事を求める陳情、陳情第3号 全ての議員が積極的に議論する議会の実現に向けた取り組みを求める陳情につきましては、審査を行った結果、3件とも、慎重に審議する必要があり、会期中に結論を出すのが困難なため、議長に対しまして、閉会中の継続審査の申出をした次第であります。

以上をもちまして、議会運営委員長の報告を終わります。

閉会中の継続審査について

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付の申出書のとおり、議会運営委員長より、陳情第1号 議会基本条例の逐条解説の作成と公開を求める陳情、陳情第2号 議会運営の基本事項を定めた議会基本条例が形骸化して困るので、条例に準拠した議会運営を実現する事を求める陳情、陳情第3号 全ての議員が積極的に議論する議会の実現に向けた取り組みを求める陳情について、会議規則第110条の規定による閉会中の継続審査の申出がありました。

初めに、陳情第1号 議会基本条例の逐条解説の作成と公開を求める陳情につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、陳情第2号 議会運営の基本事項を定めた議会基本条例が形骸化して困るので、条例に準拠した議会運営を実現する事を求める陳情につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、陳情第3号 全ての議員が積極的に議論する議会の実現に向けた取り組みを求める陳情につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第3号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（佐藤啓史君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してありますので、御了承願います。

日程第4、議案を上程いたします。

議案第30号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第30号及び議案第31号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員、朝倉賢大氏が3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに高塚真希氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

高塚氏の経歴につきましては、議案と併せ配付しております選任予定者経歴書に示したとおりであり、その人格と見識は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えます。

次に、議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員、花ヶ崎善一氏が3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き花ヶ崎善一氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

花ヶ崎善一氏の経歴につきましては、議案と併せて配付しております選任予定者経歴書に示したとおりであり、その人格と見識は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、議案第30号及び議案第31号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号及び議案第31号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第30号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第30号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

全員賛成であります。よって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第32号ないし議案第40号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第32号から議案第40号までの勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を一括して申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て委員を任命しようとするものであります。

議案第32号は鈴木康弘氏を、議案第33号は関孝一氏を、議案第34号は岩瀬清氏を、議案第35号は尾崎利道氏を、議案第36号は岩瀬義夫氏を、議案第37号は黒川義治氏を、議案第38号は荒井一乃氏を、議案第39号は長田裕二氏を、議案第40号は君塚司農夫氏を任命しようとするものであります。

以上、9名の方々の経歴は、議案と併せて配付しております任命予定者経歴書に示したとおりであり、人格と見識は、農業委員会の委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、議案第32号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは議案第34号について質問をいたします。

選定に至った経緯と、この方、私の敬愛する同僚議員でもあります。議員には議会への出席義務があります。また一方で、農業委員のほうも、農業委員会が現在、会期中に開催されているという事情もあります。そうした中で、現状ではどちらかに出席ができなくなる方でもある

というふうに思います。任命権者として、この委員のどちらに出席を優先すべきなのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。農業委員会のほうは月1回開かれているというところでございますけれども、議会と重なった場合におきましては、議会のほうを優先していただくことになろうかと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） あと選定の理由については。じゃあ、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 選定の理由につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

選定に当たりましては、まずは関係する区の推薦をいただきまして、それに基づきまして、私どものほうとしては、この議会のほうに上程しているのが今までの例でございます。

ただ、その委員に求められることというのが、あくまでも土地利用という観点から、利害関係を調整するという内容だと思っております。

そういう点から公正無私な姿勢というのが求められるのかなというふうに私としては思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号ないし議案第40号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号ないし議案第40号、以上9件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第32号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） なし。ボタンの押し忘れ、押し間違いはないものと認めます。確定します。同意全員であります。よって、議案第32号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） これより、議案第33号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

同意全員であります。よって、議案第33号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） これより、議案第34号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） よろしいですね。34号。

〔「34号」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 34号。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

反対多数であります。よって、議案第34号は反対となりました。反対に決しました。

○議長（佐藤啓史君） これより、議案第35号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

全員同意であります。よって、議案第35号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） これより、議案第36号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

同意全員であります。よって、議案第36号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） これより、議案第37号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

同意全員であります。よって、議案第37号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第38号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

同意全員であります。よって、議案第38号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第39号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

同意全員であります。よって、議案第39号は、これに同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第40号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

同意全員であります。よって、議案第40号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第5、発議案を上程いたします。

発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。末吉定夫議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴いまして、常任委員会が所管する事項の課名等について所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願いを申し上げまして、以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、発議案第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 厚生年金の地方議会議員の加入を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任が重要性を増す状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や施策提言等を行うことが求められ、近年においては専門化が進んでおります。

一方、地方議会議員の成り手として会社員等からの転身者が期待される状況の中、地方議会議員の厚生年金への加入が実現した場合、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられます。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものであります。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

何とぞ発議者の意を御考察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を採決いたします。

す。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認め、確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時28分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第9号～議案第29号の総括審議
1. 陳情第4号～陳情第5号の総括審議
1. 陳情第1号～陳情第3号の上程・委員長報告
1. 閉会中の継続審査について
1. 議案第30号～議案第40号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第2号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員